

総行経第9号
令和6年4月1日

各都道府県 行政改革担当部局長 }
各都道府県 市区町村担当部局長 } 殿
各指定都市 行政改革担当部局長 }

総務省自治行政局行政経営支援室長

指定管理者制度等の運用の留意事項について

指定管理者制度の運用や民間委託等の推進に当たっての留意事項については、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）や「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知）等において助言してきたところです。

また、資材価格の高騰、賃金上昇等への対応については、「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」（令和4年10月11日総行経第31号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）、「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和5年11月13日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）及び「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について」（令和5年12月26日総行経第52号総務省自治行政局行政経営支援室長）において助言をしてきたところです。

今般、令和5年11月22日付けで照会した「地方行政サービス改革の取組に係る補足調査」等の結果を踏まえ、指定管理者制度及び民間委託に係る課題への対応の事例を別添1のとおりとりまとめましたので、各地方公共団体におかれましては、これらも参考に適切に対応いただきますようお願いいたします。

併せて、指定管理者制度及び民間委託の運用に際し留意すべき事項について、弊室より過去に発出した助言通知を別添2のとおり、あらためて整理しましたので情報提供します。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

担 当：総務省自治行政局行政経営支援室
電話番号：03-5253-5519（直通）
電子メール：gyoukaku@soumu.go.jp

指定管理者の指定（応募団体の少なさ・一者のみの応募）

- ・多くの事業者を検討を促すため説明会を開催している。
- ・応募できる事業者の資格要件を見直した。
- ・周知期間を長く設定したり、HPや広報誌への掲載を行う他、全国的な指定管理に関するサイト等を通じて情報発信に努めている。
- ・民間ノウハウをより活かせる性能発注方式の導入や、物価高騰の影響を指定管理料へ適切に反映すること等により、事業者が新規参入しやすい環境の整備を整えている。
- ・指定管理料の引き上げを実施した。
- ・施設の特性に応じて指定期間を柔軟に設定できるよう、指定期間の取扱いを変更した。

指定管理料（適正な指定管理料の設定・コスト等の上昇への対応）

- ・施設の状況に応じ協定改定（※P.2参照）や、人件費のスライド制度の導入（※P.3～4参照）を行い、指定管理料を変更している。
- ・国の統計資料等を参考に、業種毎に人件費の伸び率の考え方を導入し、指定管理料を積算している。

指定管理者に対する労働法令遵守のあり方

- ・募集要項に労働法令遵守を要件として明記している。
- ・協定書に労働法令遵守について記載している。
- ・指定管理者を選定する会議の委員に労働法令の専門家を加えている。
- ・社会保険労務士による労働条件審査を導入しており、関係法令が遵守されていることを確認している。
- ・毎年度実施する施設モニタリングに使用する労働条件チェックリストのひな形について、社会保険労務士を活用し、最新法令を反映するよう取り組んでいる。
- ・労働条件に関する施設所管職員向けの研修を実施している。

(事例1) 実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更している事例

○指定の議決後に締結する基本協定書とは別に、実施協定書を毎年度締結。ガイドラインにおいて、最新の労務単価を使用することを明記。

○ 指定管理料の積算に係る留意事項

指定管理料については、事業者の提案した金額を基に、毎年度、施設所管課と指定管理者が協議を行うこととしているが、施設運営に関する社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安全性やサービス水準の維持のために、適切に予算を確保することが重要である。

積算にあたっては、施設の設置目的、特殊性、専門性を考慮するとともに、指定管理者に求める能力、提供されるサービス等を前提にして適切に行う必要がある。

特に、人件費については、指定管理者の継続的な人材確保などを通じて施設運営の安定を図るため、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映する必要がある。

そのため、施設所管課は、次の点に留意し、適切な指定管理料の積算及び確保等に取り組むこと。なお、予算の確保については、必要に応じて財政局（財政調整課）と事前に協議しておくこと。

(1) 人件費の積算

- 人件費算定に用いる労務単価は最新ものを使用し、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映すること。
- 指定管理者に対しては、事前協議の中で、人件費の変動の趣旨やその充当方法を十分に説明したうえで、モニタリング等を通して適切に充当がなされているか確認を行うこと。

(2) その他留意事項

- 物件費については、備品購入費や施設等の修繕費などリスク軽減に係る費用など、施設の安全確保やサービス水準の維持に必要な経費を適切に積算し、指定管理料に反映すること。また、過去の実績や関係事業者からの見積等を参考に積算すること。
- 事故の発生や施設の機能不全といったリスクを未然に防ぐという観点を踏まえ、業務の優先順位について指定管理者と十分に協議すること。

(事例 2 - 1) 「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○指定期間 2 年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映

(5) 賃金水準の変動率

賃金水準の変動率は、雇用形態ごとにそれぞれ次の変動率を用います。

ア 正規雇用職員等

横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特例給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X + 1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{\{X \text{ 年度の月例給} \times (12 + X \text{ 年度の特例給割合})\} - \{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特例給割合})\}}{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特例給割合})} \times 100$$

イ 臨時雇用職員等

神奈川労働局が公表する神奈川県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X + 1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{X \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額} - (X - 1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}}{(X - 1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}} \times 100$$

引用元：指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（横浜市HP）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.files/0065_20240401.pdf

※「公共工事の円滑な施行確保について」（令和 5 年 11 月 30 日総行第 512 号・国不入企第 24 号通知）において助言をしている「いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 2 6 条）」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

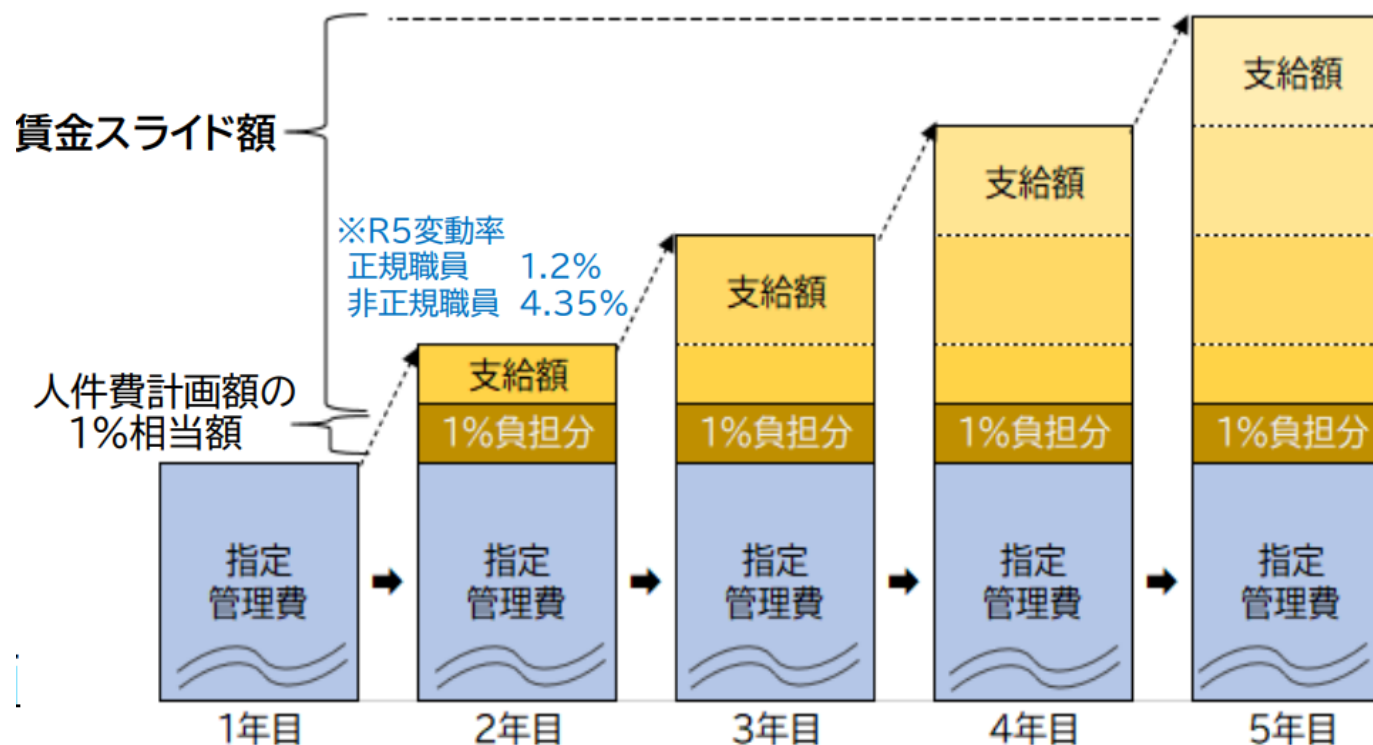
(事例 2 - 2) 「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する仕組み

※賃金水準の変動をはかる指標

- ・正規職員分:札幌市人事委員会が毎年度実施する「民間給与実態調査における月例給」
- ・非正規職員分:最低賃金(北海道)

※物価変動については基本的に指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担



引用元：第1回 札幌市働きやすいまち推進協議会 資料1 (札幌市HP)
https://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/koyo/documents/02_siryu.pdf

※「公共工事の円滑な施行確保について」(令和5年11月30日総行第512号・国不入企第24号通知)において助言をしている「いわゆるスライド条項(公共工事標準請負契約約款第26条)」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

地方自治体における民間委託に係る課題への対応

委託料（人件費等の高騰・適正な委託料の設定等）

- ・専門性の高い民間委託について、複数社で見積もりを取る等し、適正な委託料かを確認している。
- ・清掃、警備、設備運転管理業務については、人件費に直結する業務であるため、最低制限価格を設け、受託者の労働条件悪化を防止している。
- ・総合評価方式の導入や最低制限価格制度の見直し等、入札契約制度の見直しに取り組んでいる。
- ・受注業者によるベンダーロックにより、他の業者へのスイッチングコストが高くなり、委託料やサービス水準の見直しが困難になることも考えられるため、仕様については他市導入価格・業務内容等の市場調査を行いその内容を反映するとともに、業者選定については単なる価格競争による入札ではなく、プロポーザル方式を採用している。

委託事業者に対する労働法令遵守のあり方

- ・労働条件、賃金等に関する法令の遵守状況を確認するため、労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付け、確認をしている。
- ・委託事業者における労働法令の遵守のため、適正な委託料や工期の設定を意識するとともに、見積書の徴取時等に事業者から情報収集を行っている。
- ・外部有識者で構成する評価委員会を設置し、法令遵守について、職場環境やハラスメントの相談体制等、時勢を踏まえた視点も追加しながら毎年評価を実施している。
- ・委託事業者の労働法令遵守等、適正な労働環境の確保のため、公契約条例の制定に向け検討を進めている。

【指定管理者制度に関する通知】

■全般

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

■指定管理者の指定

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 (略)
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。

■指定管理料

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

○原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について(令和4年 10 月 11 日総行経第 31 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管

理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

○資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について(令和5年11月13日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

本年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。)において、(中略)地方公共団体等による物品調達やサービス(ビルメンテナンス、警備等)について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」こと(後略)。

(前略)物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いします。

○自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について(令和5年12月26日総行経第52号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

(前略)令和6年度地方財政対策において、(中略)学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いします。

■指定管理者に対する労働法令遵守

○指定管理者制度の運用について(平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知)(抄)

6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

■指定管理者の評価

○平成20年度地方財政の運営について(平成20年6月6日総財財第33号総務事務次官通知)(抄)

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

○平成21年度地方財政の運営について(平成21年4月24日総財第39号総務事務次官通知)(抄)

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

公の施設の指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること、施設の態様に応じた指定管理者の適切な評価が重要であること等に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

○地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知)(抄)

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

■大規模地震に係る災害発生時における避難所運営

○大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(平成29年4月25日総行経第25号総務省自治行政局長通知)(抄)

1 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3 その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

【民間委託に関する通知】

○地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知) (抄)

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講ずること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講ずること。

○資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について(令和5年11月13日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

本年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。)において、(中略)地方公共団体等による物品調達やサービス(ビルメンテナンス、警備等)について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」こと(後略)。

(前略)物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いいたします。

○自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について(令和5年12月26日総行経第52号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

(前略)令和6年度地方財政対策において、(中略)学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いいたします。